

平成28年第2回区議会定例会提出議案

第1 条例

1 目黒区個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

区の独自利用事務を追加する。

ア 介護保険法（平成9年法律第123号）による地域支援事業の実施に関する事務

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務

(2) 施行期日

公布の日

2 目黒区特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

ア 情報提供ネットワークシステムの運用が開始されることに伴い、情報提供等記録を訂正した場合の通知の手続を定める。

イ 特定個人情報を取り扱う実施機関として、選挙管理委員会及び監査委員を加える。

(2) 施行期日

ア 上記(1)のア 規則で定める日

イ 上記(1)のイ 公布の日

3 目黒区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

行政委員会の委員が1月にわたり職責を果たすことができない場合の報酬の不支給に係る規定を定める。

(2) 施行期日

公布の日

4 目黒区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

下記(3)ア及びイの省令により「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」が改正されたことに伴い、国の基準に準じた改正を行う。

ア 地域密着型サービスとして位置付けられた「地域密着型通所介護」（定員18人以下の小規模な通所介護）に係る事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める。

イ 指定認知症対応型通所介護事業者に対して運営推進会議の設置を義務付ける等の改正

を行う。

(2) 施行期日

平成28年7月1日

(3) 参考

ア 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令
(平成28年厚生労働省令第14号)

公布 平成28年2月5日 施行 平成28年4月1日

イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成28年厚生労働省令第53号)

公布 平成28年3月31日 施行 平成28年4月1日

5 目黒区指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

4(3)ア及びイの省令により「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」が改正されたことに伴い、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に対して運営推進会議の設置を義務付ける等の国の基準に準じた改正を行う。

(2) 施行期日

平成28年7月1日

6 目黒区教育・保育に係る利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例

(1) 改正内容

平成28年4月分から、保育所、幼稚園、こども園及び地域型保育事業の利用に係る利用者負担額の軽減措置を行う。

ア 年収約360万円未満のひとり親等世帯(※)

(ア)利用者負担額を半額とする。

(例) 保育標準時間

階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児
C1	区市町村民税均等割のみの世帯	1,900円	1,300円	1,300円
	区市町村民税均等割のみのひとり親等世帯(※)	950円	650円	650円

(イ) 第2子以降の利用者負担額を無料とする。

イ 年収約360万円未満の多子世帯

従来の多子軽減における年齢の上限を撤廃し、第1子の年齢にかかわらず、第2子の利用者負担額を半額、第3子以降の利用者負担額を無料とする。

(2) 施行期日

平成28年9月1日

(3) 参考

子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第186号）

公布 平成28年3月31日 施行 平成28年4月1日

(※) ひとり親等世帯・・・ひとり親の世帯又は障害者（児）等がいる世帯

7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(1) 制定内容

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が改正されることに伴い、関係する6条例について一括して規定の整備を行う。

ア 一定の条件を満たすナイトクラブ等が風俗営業の規制の範囲から除外されることに伴い、区域の特性に応じ、建築物の用途制限の範囲を見直す改正

(ア) 上目黒一丁目地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(イ) 目黒区特別工業地区内における建築物の制限に関する条例

(ウ) 大橋地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(エ) 自由が丘サンセットエリア地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

(オ) 自由が丘南口地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

イ 引用する法の号番号のずれに係る規定の整備

目黒区自転車等放置防止条例

(2) 施行期日

公布の日

(3) 参考

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第45号)

公布 平成27年6月24日 施行 平成28年6月23日

第2 指定管理者の指定

1 目黒区立在宅ケア多機能センターの指定管理者の指定について

(1) 施設の名称

目黒区立東山在宅ケア多機能センター

(2) 指定する団体

社会福祉法人目黒区社会福祉事業団

(3) 指定の期間

平成29年3月1日から平成31年3月31日まで

担当 総務部総務課文書係

電話 03-5722-9206